

貸借対照表

(令和4年 4月 1日から令和5年 3月 31日まで)

(単位：円)

科目	当事業年度 (令和5年3月31日)	科目	当事業年度 (令和5年3月31日)
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
前払費用	708,408	未払金	1,996,134
立替金	157,172,042	未払費用	154,764,900
短期貸付金	763,403,146	未払法人税等	6,345,700
		未払金(通算税効果額)	3,367,734
		未払消費税	39,069,255
		預り金	1,736,680
流動資産合計	921,283,596	賞与引当金	166,308,911
固定資産		流動負債合計	373,589,314
有形固定資産		固定負債	
車両運搬具	405,836	退職給付引当金	461,793,900
工具、器具及び備品	532,821	固定負債合計	461,793,900
有形固定資産合計	938,657	負債合計	835,383,214
無形固定資産		純資産の部	
電話加入権	59,617	株主資本	
無形固定資産合計	59,617	資本金	50,000,000
投資その他の資産		資本剰余金	
繰延税金資産	225,307,823	その他資本剰余金	10,000,000
投資その他の資産合計	225,307,823	資本剰余金合計	10,000,000
固定資産合計	226,306,097	利益剰余金	
		利益準備金	12,500,000
		その他利益剰余金	
		別途積立金	80,000,000
		繰越利益剰余金	159,706,479
		利益剰余金合計	252,206,479
		株主資本合計	312,206,479
		純資産合計	312,206,479
資産合計	1,147,589,693	負債純資産合計	1,147,589,693

(第58期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券 … 該当事項なし。

(2) 棚卸資産 … 該当事項なし。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
…ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
…その他の無形固定資産は定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金 …従業員賞与については、支給期間に対応する見積額を計上している。

(2) 退職給付引当金 …従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、親会社との業務委託契約に基づき、繊維製品の製造委託を主な事業としている。
繊維製品の製造受託については、委託元である親会社との契約期間が到来した時点で、
収益を計上している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用
グループ通算制度の適用を開始している。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）を適用している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 10万株

2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項なし。

(第58期)

個別注記表

3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項なし。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	科目	期末残高 (千円)
親会社	旭化成(株)	－	－	代行支払委託	立替金	157,088
親会社	旭化成(株)	－	－	資金運用	短期貸付金	763,403
親会社	旭化成(株)	－	－	債務引受	未払金	1,830
親会社	旭化成(株)	－	－	代行支払委託	未払費用	304
親会社	旭化成(株)	－	－	用役	未払費用	104

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	科目	期末残高 (千円)
関連会社	旭化成クリエイト(株)	－	－	保険付保	前払保険料	616
関連会社	A J S(株)	－	－	業務委託	未払金	3
関連会社	A J S(株)	－	－	業務委託	未払費用	31
関連会社	旭化成アミダス(株)	－	－	研修教育委託	未払費用	48

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。